

寒河江市商工推進課からのお知らせ

新型コロナ感染対策について

寒河江市では、飲食店等が取り組む新型コロナウイルス感染対策について支援する『新生活様式対応支援事業費補助金』を実施します。

マスクや消毒用アルコールなどの消耗品や、空気清浄機などの設備、テイクアウト・デリバリーの導入費用、従業員のPCR検査費用など、幅広く対応する補助金です。

山形県新型コロナ対策認証制度の認証を受けている店舗等について、緊急事態宣言が発令された令和3年3月27日購入分まで遡って補助します。(裏面参照)

山形県新型コロナ対策認証制度の認証を受け、寒河江市の補助金をご活用ください。

～山形県新型コロナ対策認証制度について～

飲食店等が取り組む新型コロナウイルス感染対策を店舗等で実際に確認し、基準を満たした店舗を県が「新型コロナ対策店」として認証する制度です。認証を受けた店舗には、県から「認証ステッカー」が交付されます。

認証までの流れ

① 別添申請書を郵送またはFAXで送るか、やまがたe申請（オンライン）で申請

② 県担当者による店舗等の確認

確認の際に県から感染対策に必要と指摘された設備には、県の補助金を活用することができます。(ただし、確認前に整備したものは県の補助金は使えません)

③ 認証ステッカーの交付・県ホームページでの公表

まずは ①認証の申請 をし、②必要な設備の確認 をしてもらってください。

必要な整備をして ③認証ステッカーが届いたら 寒河江市の「新生活様式対応支援事業費補助金」をご活用ください。

※寒河江市の『新生活様式対応支援事業費補助金』の申請にあたっては、事業計画（備品の購入や設備の改修等）について、寒河江市緊急経済対策事業実行委員会（寒河江市商工会）の確認が必要になります。

補助金に関するお問い合わせ

寒河江市商工推進課

☎0237-85-1492（係直通）

申請や事業計画に関するお問い合わせ

寒河江市緊急経済対策事業実行委員会
（寒河江市商工会）

☎0237-86-1121

【寒河江市新生活様式対応支援事業費補助金】

1. 支援対象となる要件 【①から⑦までの全てに該当する方が対象になります。】

- ① 寒河江市内の施設等で、食品衛生法に基づく飲食店営業許可または旅館業法に基づく宿泊業許可を受け事業を営んでいる方
- ② 令和2年分の確定申告や住民税申告がお済みの方
※令和3年に創業した方は、申請時点で寒河江市商工会の会員であること
- ③ 現に営業活動を行っており、今後も経営を継続する意思のある方
- ④ 性風俗関連特殊営業を行う事業者ではないこと
- ⑤ 暴力団員等が経営や運営に実質的に関与していない事業所の方
- ⑥ 市税等に滞納がないまたは納税相談をしていること
- ⑦ 「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証を受けている店舗等であること

2. 補助対象および補助額 別表第1のとおり

3. 申請に必要な書類

- ① 寒河江市新生活様式対応支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ② 補助事業計画書（様式第2号）
- ③ 経費の内容が分かる領収書等
- ④ 設備改修箇所、購入品設置後の写真
- ⑤ 支援金の振込先口座の通帳の写し（通帳表紙の裏面（口座名義がカタカナで記載されているページの写し））
- ⑥ 山形県新型コロナ認証確認の際の指摘事項が書かれた用紙の写し
- ⑦ ⑥の指摘を受けて整備した際の県の補助金交付決定通知書の写し（該当あれば）

4. 申請方法 寒河江市緊急経済対策事業実行委員会で手続きをしてください。

5. 受付期間 令和4年3月15日（火）まで

別表第1

区分	補助対象の例	補助額上限	補助率
消耗品	マスク、フェイスシールド、アルコール消毒液、アルコール除菌ウェットティッシュ、ペーパータオル等	5万円	10/10
設備等	自動水栓、セルフレジ、換気扇、空気清浄機、エアコン（換気機能又は空気清浄機能付きの機種に限る。）、紫外線殺菌装置、サーキュレーター、二酸化炭素濃度測定器、パーティション、アクリル板、非接触型体温計、消毒液設置用ポンプスタンド、三密対策のための店内レイアウト変更工事	15万円	1/2
テイクアウト・デリバリー導入等	メニュー試作開発、容器開発に伴う原材料・設計・デザイン、容器代、ホームページの改修、広報広告等		
PCR検査等	医療機関での検査費用（一人1回）	15,000円	1/2
上記の他、市長が特に必要と認めるもの			

※ ただし、県や国などから補助や助成を受けた又は受ける予定のものは、対象になりません。